

小児集中治療室(PICU)の設置状況

【統計名】：厚労省 医療施設調査（平成26年10月1日）

注：「患者延数」は平成26年9月中の数

都道府県	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
PICU施設数	2	-	-	-	-	-	2	1	2	2	2	5	2	-	-	1	-	-	1	3	2	1	-	-	2	1	2	2	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	2	-	-	1	-	-	1	1	41	
PICU病床数	7	-	-	-	-	-	15	8	16	7	14	46	20	-	-	3	-	-	8	16	14	2	-	-	9	6	8	2	-	-	-	12	-	-	-	8	-	-	18	-	-	6	-	-	5	6	256	
患者延数	-	-	-	-	-	-	315	190	356	43	306	645	80	-	-	12	-	-	195	141	72	-	-	-	172	180	93	14	-	-	-	186	-	-	-	144	-	-	149	-	-	34	-	-	60	125	3512	
利用率	-	-	-	-	-	-	0.7	0.8	0.7	0.2	0.7	0.5	0.1	-	-	0.1	-	-	0.8	0.3	0.2	-	-	-	0.6	1.0	0.4	0.2	-	-	-	0.5	-	-	-	0.6	-	-	0.3	-	-	0.2	-	-	0.4	0.7	0.5	

※ PICUを有する都道府県数：23（1都1道2府19県）

【小児集中治療について】 [出典]: 日本集中治療医学会HP

- 小児集中治療とは、小児の体の機能が適切に働かなくなった時に、集中的に十分な治療と看護を行う診療のこと。
- 外科系、内科系を問わず、できるだけ早く元の状態に戻ることを支援する。
- 小児集中治療室(pediatric intensive care unit: PICU)は、このような集中治療の必要な小児達を一カ所に集めて治療する場所。
- 小児集中治療を専門にする医師と看護師だけで治療を行うこともあるが、多くの場合、複数の専門診療科の医師が専門的立場から治療に参加し、看護師や多くの医療スタッフと連携して、チーム医療として診療し、治療効果を高めることが特徴。

※ 医学領域では、およそ中学校3年生の15歳までを小児領域としている。

小児特定集中治療室管理料の算定状況

[診療年月] : H28年04月～H29年03月 A 基本診療料 入院

※集計結果が10未満の場合は「-」で表示（10未満の箇所が1箇所の場合は総計以外全て「-」で表示）

※集計対象期間内に名称や点数・金額等に変更がある場合、集計対象期間当初の情報で表示

診療行為コード	診療行為	点数	総計	埼玉県	東京都	神奈川県	長野県	静岡県	愛知県	熊本県
190149910	小児特定集中治療室管理料 (7日以内)	15,752	1,430	24	376	56	56	66	828	24
190150010	小児特定集中治療室管理料 (8日以上)	13,720	620	-	250	18	31	22	279	14
193009210	小児特定集中治療室管理料 (7日以内)	13,708	1,269	-	-	1,269	-	-	-	-
193009310	小児特定集中治療室管理料 (8日以上14日以内)	11,676	212	-	-	212	-	-	-	-
193011310	小児特定集中治療室管理料 (15日以上30日以内)	12,181	20	-	-	20	-	-	-	-
193509510	小児特定集中治療室管理料 (7日以内)	13,970	5,658	236	3,300	-	723	868	-	531
193509610	小児特定集中治療室管理料 (8日以上14日以内)	11,938	1,342	74	727	-	211	210	-	120
193514010	小児特定集中治療室管理料 (15日以上30日以内)	12,196	216	-	114	-	75	11	-	16
193514110	小児特定集中治療室管理料 (31日以上35日以内)	12,388	29	-	23	-	-	-	-	-
	合計		10,796	334	4,790	1,575	1,096	1,177	1,107	705

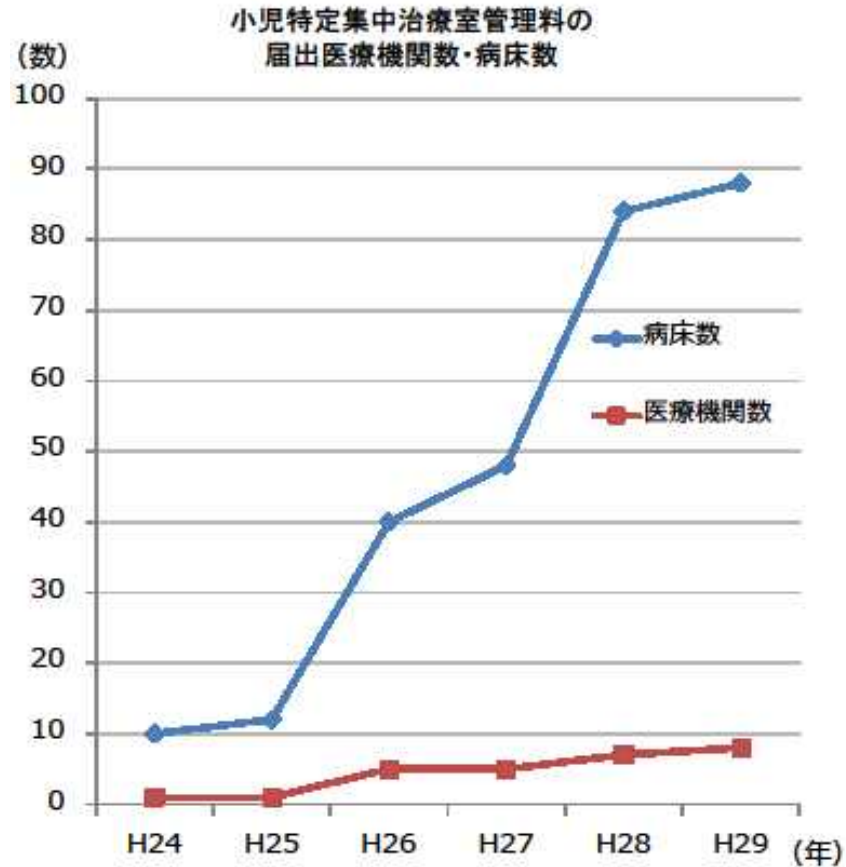
<小児特定集中治療室管理料の施設基準(主なもの)>

※[出典]:第4回NDBオープンデータ(厚労省)

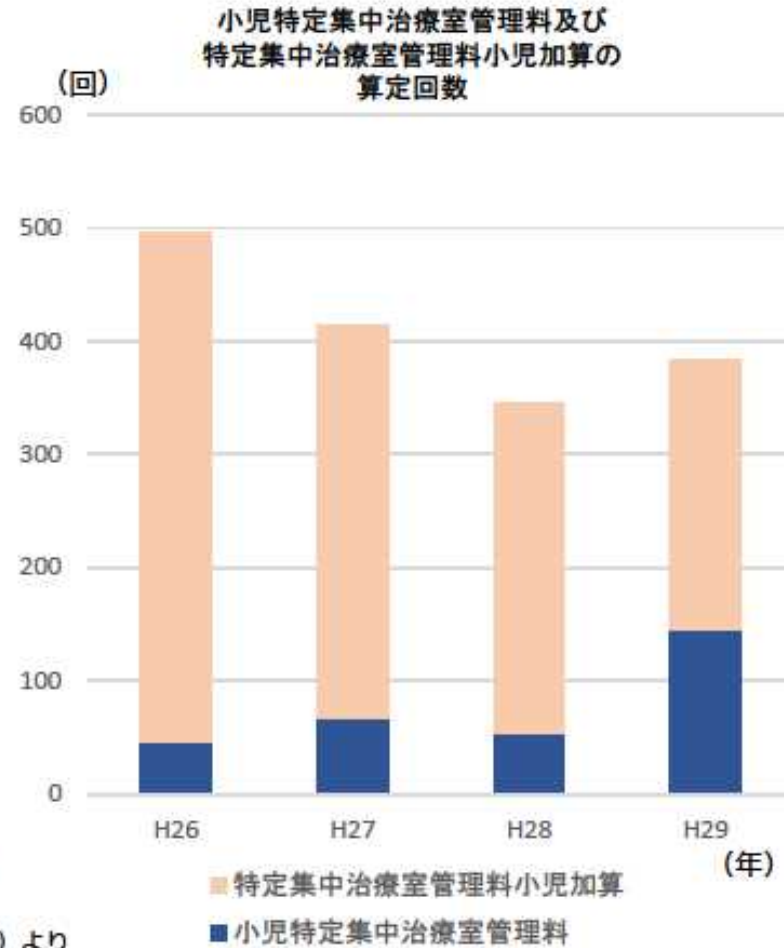
- (1) 病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。
- (2) 当該治療室内に小児集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。
- (3) 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (4) 集中治療を行うにつき十分な体制及び専用施設を有していること。
- (5) 他の保険医療機関において救命救急入院料若しくは特定集中治療室管理料を算定している患者又は救急搬送診療料を算定した患者の当該治療室への受入れについて、相当の実績を有していること。

小児の集中治療室(PICU)の推移

- 小児集中治療室(PICU)については、届出施設及び病床数はいずれも増加傾向。
- 小児の集中治療に関する点数の算定回数は近年ほぼ横ばい。



出典：主な施設基準の届出状況等（平成30年11月14日中医協総-8-1など）より



出典：社会医療診療行為別統計・調査（各年6月審査分）